

平成27年第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年3月20日(金) 午後1:30~午後2:15

2. 場所 : 役場庁舎2階 委員会室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
〃	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第5号 平成27年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供について

日程第6 議案第6号 平成26年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

(平成 27 年第 4 回 3 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、8 番 谷地村 久人 君 お願いします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 4 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、 2 番 小坂 敏 君並びに 7 番 小澤 守 昭 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 2 号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>2 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 2 号農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を 3 件受理したので、報告いたします。</p> <p>P 3、受付番号第 4 号の合意解約書の写しは親子間での一部贈与の所有権移転登記ため、解約を行うものであります。</p> <p>P 4、受付番号第 5 号の合意解約書の写しは貸人が新たな借り人との新規契約のため、現在の借り人と解約を行うものであります。</p> <p>P 5、受付番号第 6 号の合意解約書の写しは青年就農給付金受給のために家族間での一部贈与の所有権移転登記ため、解約を行うものであります。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に日程第 4 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 14 号から 17 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(議案第 4 号 受付番号 14 号から 17 号の議案朗読と説明)

7 ページをお開き下さい。

受付番号 14 号について説明いたします。

受付番号 14 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。

また、P8 に農地法 3 条 1 項の調査書、P9 許可申請書の写し、P10 に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。

申請地箇所は、譲渡人が村外に居住し耕作できないため村内在住の譲受人と売買をするものです。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上で 14 号の説明を終わります。

11 ページをお開き下さい。

受付番号 15 号について説明いたします。

受付番号 15 号の農地法第 3 条の許可申請は、贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。

また、P12 農地法 3 条 1 項の調査書、P13 許可申請書の写し、P14～P15 に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。

申請地箇所は、親子間の贈与であり、また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上で 15 号の説明を終わります。

16 ページをお開きください

つづいて受付番号 16 号について説明いたします。

受付番号 16 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。

また、P17 農地法 3 条 1 項の調査書、P18 許可申請書の写し、P19 に使用貸借契約書の写し、P20～P22 に申請地の位置図を添付して

	<p>おりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、親子間の使用貸借であり、譲渡人が村外に居住しており、耕作できないため、また各種手続き等の利便性を図るため村内在住の譲受人に使用貸借をするものであります。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上16号の説明を終わります。</p> <p>23ページをお開きください</p> <p>つづいて受付番号17号について説明いたします。</p> <p>受付番号17号の農地法第3条の許可申請は、贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P24農地法3条1項の調査書、P25許可申請書の写し、P26に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、家族間の贈与であり、譲受人が青年就農給付金の受給資格のため譲渡人から贈与を受けるものです。また譲受人の経営状況等から見て地域調和、周辺農地状況など別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上議案第4号、第14号から第17号の4件の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第4号の受付番号14号から17号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号の受付番号14号から17号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	次に、日程第5 議案第5号 平成27年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>27ページをお開きください</p> <p>日程第5 議案第5号 平成27年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃料情報の提供について</p> <p>平成27年度農作業標準賃金の改定について審議を求めるものです。去る、平成27年3月17日に五戸町役場に於いて五戸町、新郷村の両農業委員会長、職務代理、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議した結果であります。</p> <p>農作業標準賃金は昨年の額と同様となっております。</p> <p>また、平成26年度農地賃借料情報について、別紙のとおり情報提供することに農業委員会の承認を求めるものです。</p> <p>農地賃料情報も昨年と同様の額となっておりますが、近年樹園地の賃借事例がないため、牧草地の賃料情報に変更いたしました。賃料については、畜産農家からの聞き取りとなっております。</p> <p>P28に標準賃金表を、P29には農地賃料情報を添付してありますので、参考にしてください。今日の総会で決定、承認を頂きましたら4月中には全戸配布をする予定です。</p> <p>以上で議案第5号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、原案のとおり決定しました。</p>
議長	次に、日程第6 議案第6号 平成26年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>30ページをお開きください</p> <p>日程第6 議案第7号 平成26年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。</p> <p>「農業委員会の適切な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農水省経営局長通知)に基づき、別紙の平成26年度点検・評価(案)並びに平成27年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)について農業委員会の決定を求めるものです。</p>

P31, 本案については総会承認後、村内の掲示場に告示、更に農業委員会のホームページに1ヵ月以上載せて村内の農業者から意見要望を募集し、農業者からの意見要望について農業委員会としての考え方を整理し、5月の総会で平成26年度農業委員会活動の点検評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定し、これを公表するとともに県を通じて東北農政局に報告することになっております。

それでは、概要を説明します。初めに32ページは平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となっております。こちらの方は法令事務に関する点検で総会の開催日の周知、総会等が公開である旨の周知、総会等の議事録を作成しているかどうか、議事録の内容が詳細なものを作成しているか議事録の閲覧に供しているかどうか、それから33ページ2、事務に関する点検では農地の権利移動の許可等の一年間の処理件数を記載してあります。この他事実関係の確認、総会等での審議、申請者等への審議結果の通知、審議結果等の公表、処理期間を記載してあります。

(2)は農地転用に関する事務で意見を付して知事へ送付する場合の処理件数を記載してあります。その他、事実関係の確認、総会等での審議、審議結果等の公表、処理期間等について記載してあります。

34ページには、農業生産法人からの報告の対応に対する記載はありません。情報の提供等には賃借料情報の調査・提供及び農地の権利移動等の情報把握について記載してあります。

35ページには法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価、現状及び課題、平成26年度の目標及び実績、36ページは目標に向けた活動、評価案等について記載しています。

37ページには促進等事務に関する評価、認定農業者等の担い手の育成及び確保について現状、課題26年度の目標と実績を記載しております。(3)は目標達成に向けた活動、38ページには担い手への農地の利用集積、その目標及び実績を記載してあります。39ページには違反転用への適正な対応については、違反転用実績がありませんでした。

41ページは27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)です。先ほどの実績と並行しておりますが、法令事務として遊休農地に関する措置で農地法30条で遊休農地に対する指導等の活動を行わなければならないことになっているので農地の利用状況調査の実施計画を定めています。42ページの促進等事務ということで認定農業者等担い手の育成及び確保についても前年度と同じ目標値を掲げて27年度目標及び活動計画案を作成してあります。43ページは担い手への農地の利用集積でこちらも活動の計画、利用集積の目標面積10haを掲げてあります。ここでは前年度実績と合わせて農地中間管理事業等活用を推進していくという内容を記載してあります。44ページの3番は違反転用への適正な対応で昨年同様に引き続き違反転用に対して指導及び活動していくという内容になっております。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議長

ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成27年第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

議長

署名者

署名者